

平成30年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	滋賀県財務会計システム更新対応業務委託	財務会計システムを第二次サーバ統合基盤へ移行するための業務の委託	平成30年9月6日 ~ 平成31年9月30日	日本電気株式会社 滋賀支店	176,862,960	滋賀県財務会計システム開発業者が著作権を有するパッケージソフトにより構築された運用環境の移行であり、システムを熟知している者でないと、当該システムの開発者でなければ更新作業に著しい支障が生じるため。  * 債務負担行為を含む契約	2	3イ